

所得税の還付申告をされる方へ

平成30年分の確定申告期間は、2月18日(月)～3月15日(金)(※土・日を除く)です。確定申告をされる方は、期間中に氏家税務署、または市の申告相談会場で申告をお願いします。

なお、平成31年度分の市・県民税の申告期間は、2月18日(月)からです。申告の詳しい受付日程などは、広報やいた2月号でお知らせします。

【所得税の確定申告を提出される方へ】

○国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、自宅などで確定申告書が作成できます。印刷のうえ税務署へ送付するか、e-Tax で送信するかのいずれかでご提出ください。

👤 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入について

平成28年分以降の所得税、および復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、①②が必要です。

①マイナンバー(12桁)の記載

②本人確認書類の提示、または写しの添付

※本人確認(番号確認および身元確認)に使用する書類の例
・個人番号カード
・通知カード+運転免許証、健康保険の被保険者証など

還付申告により所得税が戻る方は…

年末調整を受ける前に退職された方、年末調整で各種控除の申告ができなかった方、公的年金等の雑所得から源泉所得税を徴収されている方などは、各種控除の申告をすることにより、源泉徴収された所得税が戻る場合があります。申告する際は、源泉徴収票と各種必要書類をご用意ください。

ID・パスワードについて

1月から、e-Tax 利用手続きが簡便化され、「確定申告書等作成コーナー」でID・パスワードを入力するだけでe-Tax で確定申告ができるようになります。

ID・パスワードを使えば、マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでなくても、パソコンやスマートフォンで簡単にe-Tax で申告することができ大変便利です。

なお、ID・パスワードはお近くの税務署において5分程度で発行を受けられますので、ぜひ取得してください。

②次のような費用で、診療や治療などを受けるために、直接必要なもの

- 通院費用、入院の部屋代や食事代、医療用器具の購入代や賃借料で通常必要なもの
- 義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入の費用
- 6カ月以上寝たきり状態で、おむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代

※控除を受ける方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。なお、要介護認定を受けている方が2年目以降の申告をする場合、一定の要件に該当すれば「市が主治医意見書の内容を確認した書類」で申告できます。「市が主治医意見書の内容を確認した書類」については、市高齢対策課 ☎(43)3896へお問い合わせください。

■必要書類(平成30年のもの)

- 医療費控除の明細書(市税務課窓口、または国税庁ホームページにあります)
- 医療費控除を受けるために医師等が発行した証明書

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。なお、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※医療費控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。
※医療費控除を受けるために医師等が発行した証明書については提出が必要です。(例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)
※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書および医療保険などで補てんされる金額が分かる書類の添付または提示によることもできます。

セルフメディケーション税制

平成29年分の確定申告から、健康の保持推進および疾病の予防として一定の取り組みを行った方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

セルフメディケーション税制の控除額の計算方法

控除額 (最高8万8千円)	=	特定一般用 医薬品等の 購入金額	-	保険金などで 補てんされる 金額	-	1万2千円
------------------	---	------------------------	---	------------------------	---	-------

住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・購入・増改築等したとき、次の主要な要件にあてはまれば、所得税の住宅借入金等特別控除が受けられます。(初年度は確定申告が必要です。)

なお1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整などで控除が受けられます。

ただし、入居した年とその年の前後2年以内に、譲渡所得の課税の特例(3千万円の特別控除、買い換え、交換の特例など)の適用があるときは、この控除を受けることはできません。

各種保険料控除

平成30年中に支払った健康保険料や公的年金保険料等の社会保険料および生命保険料・地震保険料が控除されます。

※国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、年金から差し引かれている場合は差し引かれている方、口座振替の場合は口座名義人の方の控除対象となりますので、ご注意ください。

■必要書類

- 社会保険料控除は、領収書または納付証明書
- 生命保険料控除・地震保険料控除は、控除証明書

問い合わせ/

●所得税の申告に関すること

〒329-1393 さくら市氏家 2431-1

氏家税務署 ☎028(682)3311

●市・県民税の申告に関すること

市税務課 ☎(43)1115

■必要書類

- セルフメディケーション税制の明細書(市税務課窓口、または国税庁ホームページにあります)
- 適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類

※セルフメディケーション税制を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

※特定一般用医薬品等購入費とは、スイッチ OTC 医薬品の購入費をいいます。なお、薬局等の領収書には、★マーク等で対象となる医薬品が分かるように記載されています。

※適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類の詳細については、国税庁ホームページまたは「セルフメディケーション税制の明細書」裏面のお知らせをご覧ください。

※平成31年分の確定申告までは、「セルフメディケーション税制の明細書」に代えて特定一般用医薬品等の領収書の添付または提示によることもできます。

■主要な要件(新築住宅の場合)

- 住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き住んでいること
- 控除を受ける年の所得金額が3千万円以下であること
- 民間の金融機関や住宅金融支援機構などの住宅ローンなどを利用していること
- 返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

■必要書類(新築住宅の場合)

- 登記事項証明書(法務局発行)など
 - 請負契約書、または売買契約書など
 - 借入金の年末残高証明書
 - 補助金の明細、住宅資金贈与を受けた方は金額のわかるもの
- ※土地も取得された方は、上記の①②の土地分の書類が必要です。
※新築以外の場合は、氏家税務署にお問い合わせください。

ふるさと納税についての注意事項

ワンストップ特例を適用する場合、すべて寄附した翌年の住民税からの控除となるため、所得税からの還付等は発生しません。また、複数の自治体に寄附をしている場合には、各々の自治体への申請書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

次の条件に該当する場合は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされますので、特にご注意いただき、確定申告等で寄附金控除を受けてください。

- 確定申告書の提出を要する者となったとき
- 確定申告書、または住民税申告書を提出したとき
- 対象年中のふるさと納税寄附先が5団体を超えたとき
- ワンストップ特例の申請書提出後、次の1月1日までの間に住所変更等などがあつた場合に、1月10日までにふるさと納税先の自治体に変更届出書を提出していないとき

●確定申告書作成コーナーの操作等に関すること

e-Tax 作成コーナーヘルプデスク

☎0570(01)5901

月～金曜 9:00～17:00(祝日、12/29～1/3を除く)

医療費控除

本人、または生計を一にする親族の医療費を支払ったとき、その一部が医療費控除の対象となる場合があります。

医療費控除額の計算方法

医療費 控除額※1 (最高200万円)	=	実質的に支払った医療費※2	-	10万円または 総所得金額等 の5%	-	(どちらか少ない方)
		平成30年中 に支払った 医療費		医療保険 などで 戻った額		

※1 所得から医療費控除額を引いた額で税額が計算されるようになります。
※2 この金額が10万円、または総所得金額等の5%を超える場合、医療費控除を受けることができます。

■対象となる医療費

①病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額

- 医師、歯科医師による診療(治療)代
- 治療や療養のための医薬品購入費
- 病院や診療所、介護老人保健施設、助産所に入院・入所するための費用
- 治療のためのあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などによる施術費
- 保健師・看護師・准看護師・特に依頼した人に支払った療養(在宅を含む)上の世話の費用
- 助産師による出産の介助料
- 介護保険制度で提供された一定のサービスの対価の内、指定介護老人福祉施設におけるサービスの対価(介護費、食事)として支払った額の2分の1相当額、または一定の居宅サービスの自己負担額

※詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

人権擁護委員が新たに委嘱されました

1月1日付けで、
富川淳子さん(新任)
と桑野厚さん(新任)
が人権擁護委員として
法務大臣から委嘱
されました。



任期は平成33年12月31日までの3年間です。

●人権擁護委員は次の方々です(1月1日現在)

櫻井 宣子さん(長井) 藤田 一夫さん(荒井)
平山 和博さん(東京) 伊藤 史展さん(上町)
岡本美代子さん(末広町) 和氣 ちかさん(木幡)
富川 淳子さん(片岡) 桑野 厚さん(大槻)

●人権擁護委員その活動と役割

人権擁護委員は、憲法で保障されている国民の基本的
人権(生命、自由および幸福追求等)の権利が侵害され
ることのないように監視しています。

また、人権についての相談業務や人権擁護のための
PR活動をしています。

【人権相談】

日時/毎月第2火曜日 10:00~15:00
場所/市保健福祉センター2階 相談室

問い合わせ/

総務課 ☎(43)1113

募集 平成31年度矢板市立小・中学校非常勤教育職員

市立小・中学生へのきめ細かな指導を行うため、非常
勤教育職員を募集します。

募集人数/30人程度

賃金/教科担当……時給1,400円(教員免許状:要)
学習生活支援……時給1,100円(教員免許状:不問)
※通勤手当等はありません。

任用期間/4月~9月(更新有)

勤務日/児童・生徒の登校日

※春休みや夏休みなどの長期休業日は、勤務を要しません。

勤務時間/1日7時間45分(内45分は休憩時間)

応募資格/市立小・中学校に通勤可能で、学校教育に関
心があり、やる気のある健康な方

応募締切/1月31日(木) *必着

応募方法/

市販の履歴書に必要事項を記入の上、直接お持ちいた
だくか、郵送でご応募ください。

※塩谷南那須教育事務所宛てに「矢板市勤務」と希望し
た方は、すでに受け付けていますので、応募の必要は
ありません。

選考方法/

書類選考・面接(2月17日(日)予定。後日通知します。)

応募・問い合わせ/

〒329-2165 矢板市矢板106-2
教育総務課 ☎(43)6217

市税は納期限内に自主納付 ~見逃しません!市税の滞納~



自動車差押えの様子

市では滞納者宅等の捜索
を行い、差押えを行っていま
す。差押えたものは公売にか
け、売却代金が税にあてられ
ます。

問い合わせ/

税務課 ☎(43)1115

開催 2019年度生涯学習館体育室 定期使用団体日程調整会議

2019年4月から2020年3月までの間に、定期使用
を希望する団体の日程調整会議を行います。使用を希望
する団体はご出席ください。

日時/2月7日(木)18:00~

場所/生涯学習館2階 研修室(2)

そのほか/1月25日(金)までに、生涯学習課窓口にある
申請書に使用希望日を記載し、提出してください。

問い合わせ/生涯学習課 ☎(43)6218

環境と健康に
やさしい畳

畳床卸・畳工事一式請負
スタイロ畳特約店
代表 小野崎 豊夫

オノザキタタミ

矢板市本町16-5 工場/矢板市幸岡1767
TEL (43)1507 FAX (43)1531

子どもたちが輝ける未来を

とちぎフットボールセンター 建設プロジェクト

みんなの想いをカタチに!

ふるさと納税型クラウドファンディング実施中

問い合わせ/総合政策課 ☎(43)1112

開催 第34回 やいたみんなのつどい

日時/2月10日(日)13:00~(12:30開場)

場所/文化会館 小ホール

そのほか/入場無料。申し込みは必要ありません。

内容/式典・啓発活動・演奏会(ハーモニカ)・シンポジウム
問い合わせ/

やいたみんなのつどい実行委員会事務局(生涯学習課内)

☎(43)6218

《シンポジウム内容》

「新たな時代に向けた男女共同参画・女性活躍の推進」
をテーマに、市内外で活躍する若手女性事業主の方から、
実体験に基づいたお話を伺います。

【コーディネーター】山崎 恵子さん

【パネリスト】木村 由貴子さん・田中 展恵さん

川崎 さちえさん・大島 弘江さん

募集 任期付短時間勤務職員

区分	①総合案内	②公民館職員
採用人数	1人	3人
賃金	月給125,341円	
任用期間	2019年4月1日~2020年3月31日 ※3年間まで更新することができます。	
勤務時間	9:00~16:00	
休日	①土日、祝休日、年末年始 ②月、祝休日、年末年始、火~日のうち1日	
職務内容	①市役所各課案内・市民課窓口申請書類の記載助 言・市内施設所在地や観光案内 など ②公民館講座の企画運営・公民館貸出業務・公民 館の維持管理 など	
受験資格	①明るく笑顔で人と接することができる方 ②明るく笑顔で人と接することができる方・高等 学校卒業程度の学力を有し、Word・Excelなどの パソコンの基本操作ができる方	
試験内容・試験日	第1次試験:書類選考 第2次試験:面接 2月14日(木)	
試験場所	矢板市役所	
受付期間	1月22日(火)~29日(火)(土日を除く) ※郵送の場合、1月29日(火)*必着	
申込方法	総務課にある申込書に必要事項を記入し、写真 を貼って直接、または郵送で提出してください。 ※申込用紙は、ホームページからもダウンロードできます。	
申込・問い合わせ	〒329-2192 矢板市本町5-4 矢板市総務課 ☎(43)1113 HP http://www.city.yaita.tochigi.jp	

成人向け 麻しん・風しん予防接種

「先天性風しん症候群」の発生予防のため、風しんワ
クチン、または、麻しん風しん混合ワクチン(MR)の
予防接種費用の一部を助成しています。

接種を希望する方は、事前に健康増進課へお問い合わ
せください。

対象/

矢板市に住所を有する19歳以上の方(妊娠している
方を除く)で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 妊娠している女性の配偶者
- (2) 妊娠を予定、または希望している49歳以下の女性
- (3) (2)の配偶者

助成期間/

2019年3月31日まで

申請方法/

接種した後、領収書などの必要書類を提出してください。
※接種確認後、助成金額を償還払します。

助成金額(上限額)/

風しんワクチン 3,000円
麻しん風しん混合ワクチン(MR) 5,000円

申込・問い合わせ/

健康増進課 ☎(43)1118

開催 文化協会所属写真部 第10回合同作品展

郷土資料館市民作品展として、市内で活動している写
真団体「四方山」「道草会」「矢板フォトクラブ」や個人
による合同写真展が行われます。

約60点の作品を展示しますので、ぜひご覧ください。

日時/1月26日(土)~2月3日(日)

10:00~16:00 ※最終日は15:00まで

場所/

郷土資料館 多目的ホール

観覧料/無料

問い合わせ/郷土資料館 ☎(43)0423

*月曜休館

募集 手作り味噌教室

自分の手で大豆をつぶし、麴を混ぜ、タリに仕込みます。材
料はすべて無添加のものを使用し、おいしい味噌を作りましょ
う。

日時/2月9日(土)10:00~12:00

場所/片岡公民館 調理室

定員/20人 *申込多数の場合は抽選

参加費/3,200円 持ち物/エプロン・三角巾

*手作り味噌4kgタル入りでお持ち帰りいただけます。

申込方法/1月22日(火)までに、電話でお申し込みく
ださい。結果は、ハガキにてお知らせします。

申込・問い合わせ/片岡公民館 ☎(48)0101

*月曜・祝日休館

募集 「矢板市民の歯及び口腔に関する健康づくり推進条例」 策定に係るパブリックコメント

歯および口腔の健康づくりに対する市の責務や関係団体の役割分担などを定めた条例の策定にあたり、市民の皆さんのご意見を反映させるため、広くご意見を募集します。
閲覧・募集期間／1月17日(木)～31日(木) ＊必着
閲覧方法／

- ①健康増進課、各公民館で文書閲覧
 - ②市ホームページ(トップページ>パブリックコメント>矢板市民の歯及び口腔に関する健康づくり推進条例)に掲載
- 応募方法／直接お持ちいただくか、郵送・ファクス・メールのいずれかでお送りください。

様式／様式は自由ですが、A4版で、住所・氏名・電話番号を必ず記載してください。

その他か／
お寄せいただいたご意見・ご提案は、内容を整理し、市の考え方とあわせて、後日公表します。個人への回答は行いませんので、ご了承ください。

応募・問い合わせ／
〒329-2192 矢板市本町5-4 健康増進課
☎(43)1118 FAX(43)5404
✉kenkouzousin@city.yaita.tochigi.jp

開催 第40回片岡地区 コミュニティ新春講演会

諸外国の状況と比較したときの日本の医療の特徴とは…お医者さんならではの視点でわかりやすく講演いただきます。
講演会終了後は片岡一長い? 恵方巻を作り、参加者みんなでお食べて縁起を担ごう!

日時／2月3日(日)10:00～11:50
場所／片岡公民館 コミュニティホール
演題・講師／

- 第1部「日本のお医者さんはがんばっています!」
自治医科大学医学部名誉教授・帝京平成大学教授 屋代 隆氏
 - 第2部「みんなで長〜い恵方巻を作ろう!」
2018年度巻寿司大使・日本デコずし協会認定マイスター 川井 ゆかり先生
- ※恵方巻は、先着50人の方に作っていただき、参加者全員で試食します。参加整理券は、当日9:30～配布します。
問い合わせ／片岡地区コミュニティ推進協議会(片岡公民館内)
☎(48)0101 ＊月曜・祝日休館

募集 季節の料理教室 春の編

旬の食材を使って、おいしい料理を作ってみませんか?
日時／2月12日(火)10:00～12:30
場所／片岡公民館 調理室
内容／

- 「おとなのひな祭り」
- ・おひなさま手まり寿司
 - ・^{さわら}鱈の包み焼き
 - ・野菜の辛味甘酢漬
 - ・ちぢみほうれん草のスープ
 - ・ヨーグルト 矢板のリンゴソースがけ
- 定員／20人 ＊先着順
参加費／450円(材料費)
講師／長嶋 孝子先生
持ち物／エプロン、三角巾、米0.5合
申込方法／1月22日(火)から、電話でお申し込みください。
申込・問い合わせ／片岡公民館 ☎(48)0101
＊月曜・祝日休館



募集 筋トレ教室

農業者トレーニングセンターに設置してあるトレーニング機器の正しく、効果的な使い方を学びます。

日時／1月28日(月)19:00～20:30
場所／農業者トレーニングセンター
対象・定員／

- 18歳以上の市内在住の方 15人 ＊先着順
参加費／無料
講師／(一財)日本健康財団 菊田 遼氏
申込方法／
1月15日(火)から電話でお申し込みください。
持ち物／運動のできる服装、上履き、飲み物 など
申込・問い合わせ／
健康増進課 ☎(43)1118

開催 心の健康相談

人間関係やストレスなど、さまざまな悩みや不安をお持ちの方を対象に、精神科の医師による心の健康相談を行います。お気軽にご相談ください。

- 相談内容／対人関係・不眠・不安などの悩み、思春期・認知症・アルコール・薬物に関する事など
- 市保健福祉センター ☎(43)1118
日時／2月12日(火)13:30～15:30
＊2月1日(金)までに電話でお申し込みください。
 - 県矢板健康福祉センター(塩谷庁舎内) ☎(44)1297
日時／1月24日(木)、3月26日(火)
いずれも13:30～15:30
＊事前に電話でお申し込みください。
- ※県矢板健康福祉センターは、塩谷庁舎内に移転しました。